

令和元年矢巾町議会定例会 5 月会議目次

議案目次	1
5 月 8 日	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開 会	7
○議事日程の報告	7
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○会議録署名議員の指名	1 0
○会期の決定	1 1
○会議期間の決定	1 1
○副議長の選挙	1 1
○議席の指定	1 4
○常任委員の選任	1 5
○議会運営委員の選任	1 7
○盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙	1 9
○盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙	1 9
○盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会議員の選挙	1 9
○岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	1 9
○町長の就任挨拶	2 0
○報告第 3 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告につ いて	2 2
○報告第 4 号 平成 3 0 年度矢巾町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に係	

	る報告について	25
○報告第5号	平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） の専決処分に係る報告について	29
○議案第37号	監査委員の選任に関し同意を求めることについて	31
○議案第38号	固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて	32
○議案第39号	町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の締結について	33
○議案第40号	町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の締結について	37
○議案第41号	町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の締結について	40
○散会		42
○署名		43

議 案 目 次

令和元年矢巾町議会定例会 5月会議

1. 議長の選挙
2. 副議長の選挙
3. 議席の指定
4. 常任委員の選任
5. 議会運営委員の選任
6. 盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙
7. 盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙
8. 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会議員の選挙
9. 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
10. 報告第 3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
11. 報告第 4号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について
12. 報告第 5号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
13. 議案第37号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
14. 議案第38号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
15. 議案第39号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の締結について
16. 議案第40号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の締結について
17. 議案第41号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の締結について

令和元年矢巾町議会定例会 5月会議議事日程

令和元年 5月 8日（水）午前 10時開議

議事日程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 会議期間の決定
- 第 6 副議長の選挙
- 第 7 議席の指定
- 第 8 常任委員の選任
- 第 9 議会運営委員の選任
- 第 10 盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙
- 第 11 盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙
- 第 12 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会議員の選挙
- 第 13 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 14 報告第 3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 15 報告第 4号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について
- 第 16 報告第 5号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第 17 議案第 37号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 18 議案第 38号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 19 議案第 39号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の締結について
- 第 20 議案第 40号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の締結について
- 第 21 議案第 41号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	佐藤健一	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
会計管理者 兼税務課長	花立孝美	君	住民課長	吉田徹	君
福祉・子ども 課長兼子育て 支援センター所長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	田村英典	君
産業振興課長	菅原弘範	君	道路都市課長	佐々木芳満	君
農業委員会 事務局長	高橋保	君	上下水道課長	田村昭弘	君
特命担当課長 (土地)	藤原道明	君	特命担当課長 (福祉)	村松徹	君
教育長	和田修	君	学務課長	田中館和昭	君
社会教育課長 兼公民館館長	浅沼仁	君	学校給食共同 調理場所長	村松康志	君

代表監査委員 吉 田 功 君

農業委員会会長 米 倉 孝 一 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 野 中 伸 悦 君

係 長 藤 原 和 久 君

主 査 佐々木 睦 子 君

午前10時00分 開会

○議会事務局長（野中伸悦君） 事務局長の野中です。よろしくお願いいたします。

本定例会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づき、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ただいまの出席議員の中で長谷川和男議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。長谷川和男議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（長谷川和男議員） ただいま紹介されました長谷川和男です。地方自治法第107条の規定により、本日の出席議員の中で最年長者のゆえんをもって暫時の間臨時議長の職務を行います。何分にもふなれな私ではありますが、皆様のご協力を賜り進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまより令和元年矢巾町議会定例会を開会いたします。

これより5月会議を開きます。

議事日程の報告

○臨時議長（長谷川和男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（長谷川和男議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（長谷川和男議員） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（長谷川和男議員） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人が3名必要であります。当職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(長谷川和男議員) ご異議なしと認めます。

よって、当職から指名をいたします。昆秀一議員、小笠原佳子議員、廣田清実議員の3名を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○臨時議長(長谷川和男議員) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(長谷川和男議員) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長(長谷川和男議員) 異状なしと認めます。

念のために投票について申し上げます。投票は、単記無記名であります。同じ氏及び名がありますので、被選挙人の氏名はフルネームで記載するようお願いをいたします。

なお、氏のみまたは名のみを記載した投票は無効となりますので、ご注意願います。

事務局長の点呼に応じ、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載した上で、議長席に向かって右方から順次演壇に登り、投票をしたら左方からおりて議席に戻ってください。

それでは、ただいまより投票を行います。

○議会事務局長(野中伸悦君) 氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

昆 秀一議員

小笠原佳子議員

廣田清実議員

水本淳一議員

(投票)

藤原信悦議員

吉田喜博議員

赤丸秀雄議員

小川文子議員

(投 票)

川村よし子議員

藤原梅昭議員

高橋安子議員

村松信一議員

(投 票)

谷上知子議員

高橋七郎議員

藤原由巳議員

山崎道夫議員

(投 票)

廣田光男議員

長谷川和男臨時議長

(投 票)

○臨時議長（長谷川和男議員） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（長谷川和男議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。昆秀一議員、小笠原佳子議員、廣田清実議員、開票の立会をお願いします。

(開 票)

○臨時議長（長谷川和男議員） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

藤原由巳議員 10票

廣田光男議員 8票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、藤原由巳議員が議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（長谷川和男議員） ただいま議長に当選されました藤原由巳議員が議場におられます。

ここで当選された新議長から登壇して挨拶することを許します。

(議長 藤原由巳議員 登壇)

○議長（藤原由巳議員） 先ほどの議長選挙におきましては、議員各位の絶大なるご支援を賜り、当選の栄誉をいただき議長として就任できましたことに心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、議長就任の挨拶といたしましては、先刻の所信表明で申し上げました内容を中心に議員各位と議論を深め、今大きく変貌しようとしているこの矢巾町の将来に向け住民との対話と議員間のさらなる融和、そして前廣田議長が常々申しておりました執行者とは一步下がって二歩下がらず、車の両輪のごとくであるべしを尊厳しつつ、さらにハンドルとブレーキ機能を兼ね備えて前進していきたいと考えております。

いずれ我々議員は、先般の選挙におきまして町民から議員として4年間の議会活動を付託されたわけでございますので、その任務を全うするため今後とも町の発展に向け、議会として全議員が一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

そして、本日は、このように新たな議会体制が決定されるわけでございますので、議員各位には特段のご協力をお願い申し上げまして就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（長谷川和男議員） ただいまの挨拶をもちまして当選承諾の挨拶と認めます。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。甚だふなれでございましたが、皆様のご協力により職務を全うすることができました。大変ありがとうございました。それでは、議長と議長席を交代いたします。

(臨時議長、議長と交代)

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） それでは、引き続き、議事日程に従って会議を進行してまいります。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

5月会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

高橋七郎議員

山崎道夫議員

廣田光男議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月27日までの234日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月27日までの234日間に決定いたしました。

日程第5 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第5、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日開催の5月会議の会議期間は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、5月会議の会議期間は、本日1日に決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

日程第6 副議長の選挙

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定により、立会人が3名必要であります。当職から指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、当職から指名いたします。水本淳一議員、藤原信悦議員、吉田喜博議員の3名を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（藤原由巳議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（藤原由巳議員） 異状なしと認めます。

念のため投票について申し上げます。投票は、単記無記名であります。同じ氏、同じ名がありますので、被選挙人の氏名はフルネームで記載するようお願いします。

なお、氏のみまたは名のみを記載した投票は無効となりますので、ご注意願います。事務局長の点呼に応じ、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載した上で、議長席に向かって右方から順次演壇に登り投票をし、左方からおりて議席にお戻りください。

それでは、ただいまから投票を行います。

○議会事務局長（野中伸悦君） 氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

昆 秀一議員

小笠原佳子議員

廣田清実議員

水本淳一議員

(投票)

藤原信悦議員

吉田喜博議員

赤丸秀雄議員

小川文子議員

(投票)

川村よし子議員

藤原梅昭議員

高橋安子議員

村松信一議員

(投票)

谷上知子議員

高橋七郎議員

山崎道夫議員

廣田光男議員

(投票)

長谷川和男議員

藤原由巳議長

(投票)

○議長（藤原由巳議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。水本淳一議員、藤原信悦議員、吉田喜博議員、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長（藤原由巳議員） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

高橋七郎議員 10票

山崎道夫議員 8票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、高橋七郎議員が副議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(藤原由巳議員) それでは、ただいま副議長に当選されました高橋七郎議員が議場におられます。

ここで、新副議長の挨拶を登壇して行うことを許します。

(副議長 高橋七郎議員 登壇)

○副議長(高橋七郎議員) ただいまの副議長選に大変栄誉ある結果をいただきまして、議員各位には大変感謝申し上げます。

副議長の役目というのは、議長を補佐すると。それから、議会の議員の融和を図りながら一生懸命皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。終わります。

○議長(藤原由巳議員) ただいまの挨拶をもちまして当選承諾の挨拶と認めます。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(藤原由巳議員) 再開します。

日程第7 議席の指定

○議長(藤原由巳議員) 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。議席の指定は、ただいま着席の議席にしたいと思っております。議席番号と議員の氏名を職員に朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原由巳議員) お諮りします。

議席の指定についてただいま着席の議席とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、議席の指定は、ただいま着席の議席とします。

日程第8 常任委員の選任

○議長（藤原由巳議員） 日程第8、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任には、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。常任委員の選任について当職と副議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議したものを職員に配付させます。

（名簿配付）

○議長（藤原由巳議員） 常任委員の選任につきましては、お手元に配付したとおりであります。

ただいまから職員に朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり常任委員に選任することに決定しました。

なお、当職は総務常任委員会に所属することとします。

常任委員長、副委員長の互選に入ります。それぞれの委員会に分かれて互選していただきます。委員長、副委員長が決まりましたら当職まで報告をお願いします。

それでは、直ちに常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

なお、常任委員会は休憩中に行います。

それでは、委員長の互選の職務は各常任委員会の年長委員が取り仕切っていただくようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

各常任委員会から選任されました委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりであります。

総務常任委員会委員長、高橋安子委員、同じく副委員長、昆秀一委員。

産業建設常任委員会委員長、山崎道夫委員、副委員長、水本淳一委員。

教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄委員、副委員長、川村よし子委員。

予算決算常任委員会委員長、廣田清実委員、副委員長、昆秀一委員。

広報広聴常任委員会委員長、水本淳一委員、副委員長、廣田清実委員、同じく副委員長、川村よし子委員。

以上であります。

ここで選任されました委員長、副委員長から自席で挨拶することを許します。

総務常任委員会委員長、高橋安子委員。

○総務常任委員会委員長（高橋安子議員） 高橋安子でございます。初めての総務なのでけれども、皆様のご協力をいただきながら務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 副委員長、昆秀一委員。

○総務常任委員会副委員長（昆 秀一議員） 委員長を補佐しながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 次に、産業建設常任委員会委員長、山崎道夫委員。

○産業建設常任委員会委員長（山崎道夫議員） 山崎道夫でございます。矢巾町の今後のまちづくりの中でも産業建設に係る部分、大変重要な部分がございます。6人のメンバー、心を一つにして頑張っていきたいと思っておりました。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 同じく副委員長、水本淳一委員。

○産業建設常任委員会副委員長（水本淳一議員） 全力で頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 次に、教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄委員。

○教育民生常任委員会委員長（赤丸秀雄議員） 9番、赤丸です。今回教育民生常任委員会の委員長を仰せつかりました。学校教育とか、子育て世代とか、高齢者のさらなる生活環境の

改善等に取り組んでいきます。よろしく申し上げます。

- 議長（藤原由巳議員） 同じく副委員長、川村よし子委員。
- 教育民生常任委員会副委員長（川村よし子議員） 教育民生常任委員会の副委員長を仰せつかりましたけれども、委員長の補佐をするのが役割ですので、その点を考えて行動したいと思います。よろしく申し上げます。
- 議長（藤原由巳議員） 次に、予算決算常任委員会委員長、廣田清実委員。
- 予算決算常任委員会委員長（廣田清実議員） このたびは大変な命を受けまして大変だと思っておりますけれども、精いっぱい町民の税金を大事にする審議をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

- 議長（藤原由巳議員） 同じく副委員長、昆秀一委員。
- 予算決算常任委員会副委員長（昆 秀一議員） 委員長を補佐しながら頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 議長（藤原由巳議員） 次に、広報広聴常任委員会委員長、水本淳一委員。
- 広報広聴常任委員会委員長（水本淳一議員） 広報広聴常任委員会委員長を仰せつかりました水本と申します。前期2年ずつ、広報2年、広聴2年、その経験を生かし、それから皆様の協力を得て頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。
- 議長（藤原由巳議員） それでは、同じく副委員長、廣田清実委員。
- 広報広聴常任委員会副委員長（廣田清実議員） 委員長を補佐し、皆さんにわかりやすい議会を紹介していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長（藤原由巳議員） 同じく副委員長、川村よし子委員。
- 広報広聴常任委員会副委員長（川村よし子議員） よろしくお願ひいたします。
- 議長（藤原由巳議員） これで挨拶を終わります。

日程第9 議会運営委員の選任

- 議長（藤原由巳議員） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。
議会運営委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。
お諮りします。議会運営委員の選任について当職と副議長に一任願ひたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議したものを職員に配付させます。

(原案配付)

○議長(藤原由巳議員) 議会運営委員の選任につきましては、次の7名を指名いたします。

議席番号5番、村松信一委員、議席番号6番、廣田清実委員、議席番号7番、高橋安子委員、議席番号8番、水本淳一委員、議席番号9番、赤丸秀雄委員、議席番号11番、藤原梅昭委員、議席番号15番、山崎道夫委員。

お諮りします。ただいま指名したとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名のとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

委員長、副委員長が決まりましたならば当職まで報告願います。

なお、議会運営委員会は休憩中に行います。

また、委員長の互選の職務は年長委員が取り仕切っていただくようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開を14時15分といたします。よろしく申し上げます。

午後 2時07分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長(藤原由巳議員) それでは、再開します。

議会運営委員会から選任された委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりであります。

委員長、村松信一委員、副委員長、藤原梅昭委員。

ここで選任されました委員長、副委員長から自席で挨拶することを許します。

議会運営委員会委員長、村松信一委員。

○議会運営委員会委員長(村松信一議員) このたび議会運営委員長を拝命いたしました村松信一でございます。議会運営委員会は、議会を円滑にするための委員会でありますので、委員各位のご理解とご協力をいただきまして円滑に進めてまいりたいと思います。皆様よろし

くお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 次に、同じく副委員長、藤原梅昭委員。

○議会運営委員会副委員長（藤原梅昭議員） このたび副委員長を拝命いたしました藤原梅昭でございます。まず委員長を補佐しながら円滑な議会運営はもちろんのこと、さらなる議会改革を進めるため尽力いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） これで挨拶を終わります。

日程第10 盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙

日程第11 盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙

日程第12 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会議員の選挙

日程第13 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第10、盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙、日程第11、盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙、日程第12、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会議員の選挙、日程第13、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の4議案は一括上程したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10から日程第13までは一括上程することに決定しました。

お諮りします。この4議案の一部事務組合等議会議員の選挙は、当職と副議長に一任願いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議したものを職員に配付させます。

（原案配付）

○議長（藤原由巳議員） 一部事務組合等議会議員につきましては、次のとおりとします。

日程第10、盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員には、議席番号1番、藤原信悦議員、同じく7番、高橋安子議員。

日程第11、盛岡地区広域消防組合議会議員には、議席番号8番、水本淳一議員。

日程第12、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会議員には、議席番号2番、吉田喜博議員、議席番号4番、谷上知子議員、議席番号9番、赤丸秀雄議員。

日程第13、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議席番号17番、高橋七郎議員。

お諮りします。以上のとおり一部事務組合等議会議員の選挙の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、一部事務組合等議会の議員につきましては、先ほど指名したとおりと決定しました。

なお、当選人の挨拶は省略させていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長(藤原由巳議員) 再開します。

町長の就任挨拶

○議長(藤原由巳議員) ここで町長より就任に当たり、挨拶を許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま藤原由巳議長からお許しをいただきましたので、ご挨拶をさせていただきますが、その前に皆さん方に10連休の間、5月1日ですが、役場を臨時に開庁をさせていただきました。そのときに、住民課、そして福祉・子ども課、健康長寿課、学務課ですが、対応した、いわゆる利用状況ですが、119件でございます。そのうち婚姻届が12件、それから出生届が1件ありました。

そういったことで、もう皆さんもご存じのとおり5月1日から令和ということで新しい時代の幕あけで万葉集の本当に「初春の令月にして、気淑く風和らぎ、梅は鏡前の粉を抜き、蘭は珮後の香を薫らす」というまさにこれから令和という字は、私は、もう皆さんも言われておるのですが、麗しく和に生きるということに尽きると思うのです。そういったことで、そのころ聖徳太子の17条憲法にも「和を以って貴し」ということで、いずれ令和の時代は、

これからそういった和を大切にしていかなければならない時代の幕あけなのかなと、こう思っております。

それで、平成という時代が幕をおろし、令和という新しい時代を迎えた最初の議会であります。令和元年矢巾町議会定例会5月会議が開催されるに当たりまして、藤原由巳議長さんを初め議員各位のお許しを得まして、発言の機会をいただき大変光栄に存ずる次第であります。

このたび4月21日に行われた矢巾町議会議員選挙におきまして、町民の皆さん方からご信任を得られました議員各位に対しまして深甚なる敬意を表するとともに、改めて心からお祝いを申し上げる次第であります。不肖私も2期目の町政を務めさせていただくことになったわけですが、その職責の重さと町民の皆さんの期待に対しまして一段と身の引き締まる思いを強く感じておるところであります。

私は、1期目就任当初から町民の皆さんの声、そして英知を結集し、特にも弱い立場にある人たちに光を当てながら町民の皆さんとともにしがらみのない町民本意の優しく、そして元気のある草の根型のまちづくりを目指し、一步一步着実に、そして確実に進めてまいりました。その志を踏襲しつつ町民の皆様に寄り添いながら矢巾町の自立と変革を目指し、私がいつも訴えをさせていただいておりますチェンジ、チャレンジ、クリエーションの3つのCとストーリー性、スピード感、そして何よりも元気なスピリッツ、この3つのSをキーワードにまちづくりを進めてまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

そして私は、ことし2月21日に平成31年矢巾町議会定例会3月会議において、平成31年度における7つの会計の予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご指導を賜りたく、私の所信を述べさせていただきました。そして、その中で本町におきましては、新しい元号、この令和元年のまちづくりといたしまして、平成27年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標、通称SDGsと言われておりますが、このことをまちづくりに積極的に取り入れた未来都市づくりを進めてまいりたいと考えております。

そして、SDGsは皆さんもご存じのとおり、誰一人取り残さないという考えのもと課題解決に取り組んでおり、本町では、多世代にわたって地域課題を共有し、幅広い分野にわたり政策提言や解決に向けた取り組みを共同で行う矢巾町の応援団としてまちづくりサポータ

一を要請するとともに、毎月町民懇談会を開催し、町民の皆さんが主役である町民参加型のまちづくりをさらに進め、活力に満ちた町政を推進してまいりたい、こう思っておるところでございます。

いずれ新しい時代令和を迎え、矢巾町としても新たな歴史を築き上げていくためにも「やはばの未来 みんなで創ろう まごころを込めて」の理念のもと、皆様の信頼と負託に応えるため、まさに一意専心の努力をしてまいる所存でありますので、議員各位におかれましても、なお一層のご指導とご助言をお願い申し上げる次第であります。

なお、今議会の開催に当たりまして、ご提案をさせていただきます案件につきましては、どうかよろしくご審議の上、全議案ともご可決賜りますようお願いを申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。皆様方、この4年間どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） これで町長の就任挨拶を終わります。

日程第14 報告第3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に
係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第14、報告第3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の平成31年度税制改正において、消費税の改正を見据え、デフレ脱却、経済再生対策、地方の安定的な財源の確保など、税制上の観点から地方税法同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。個人町民税につきましては、子どもの貧困に対応するためのひとり親の非課税措置、個人の住宅借入金等特別控除に関する申告要件の簡素化、控除期間の3年延長及び寄附金税額控除に係る措置を改正するものであります。

次に、軽自動車税につきましては、消費税の増税に合わせ三輪以上の車両で初回登録から

14年未満の車両について軽減課税の見直しを行い、電気自動車、天然ガス自動車については、グリーン化特例を適用する期間を2年延長するものであります。

次に、国民健康保険税につきましては、基礎課税額に係る限度額について現行の58万円を61万円に改めるとともに、低所得者に対する保険税軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げるものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月29日に、それぞれ公布され、原則として4月1日から施行されたことから、矢巾町税条例及び矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、3月31日をもって地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この中で改正のところの第7条の3の2のところでは平成45年というところが出てくるのですけれども、これからもそういうふうな年号というのは出てくるものなんでしょうかご質問いたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君） 今回の改正につきましては、3月31日付での専決ということで平成の表記を用いているものです。これから先の改正、例えばきょうとかの改正であれば令和を使わせていただくということでご承知願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ということは、今回の専決というのは、また変える必要があるということでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君） お答え申し上げます。

この平成の表記に関しましては、今後読みかえ規定というふうな形をとることで対応させ

ていただく。これは、この税条例ばかりでなく、町の例規すべてに関して対応させていただく予定であります。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ほかにございますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点お伺いします。

1点目は、この地方税法の一部の改正、4月1日からということで、その中の説明の中で低所得者に配慮したということで国保の7割がなくて5割、2割の軽減のところの説明されましたけれども、そのところで軽減されるとどのくらいの収入というか、住民に配慮された部分で、そしてプラス58万円から61万円に所得が配分した、そこはどのように町政の国保会計にプラスになるのかお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず5割軽減、そして2割軽減の部分なのですけれども、今回の収入ではなく、ちょっと所得ということでお答えしたいと思うのですけれども、5割軽減の軽減枠が33万円プラス27万5,000円に人数を掛けた部分から、その27万5,000円だったものが28万円に拡大になります。まずこれが1点。これによって16世帯ほどが恩恵をこうむることが今試算してみわかりました。もう一点、2割軽減の世帯なのですけれども、こちらは33万円プラス50万円掛ける人数だったのですけれども、この50万円の部分が51万円に変わるということで、試算してみてもちょっと予想外な答えになったのですけれども、こちらは世帯数、2割軽減の世帯数が逆に減りました。というのは、恐らくですけれども、5割軽減の枠が広がったことによって2割軽減だった方々が5割軽減の対象に移行できたのかなというふうな、これちょっと試算してみるまでうちでもわからなかったのですが、きのうやってみまして、こういった感じで、いずれこの枠が拡大になるということは、被保険者の方々にはよろしいお話なのかなというふうに考えているところです。

そしてあと58万円から61万円に変わる部分、これは限度額が変わるわけなのですけれども、実際本当はもっと納めなければならない方が58万円で済んでいたというふうな部分が61万円、ちょっと拡大になってしまうわけなのですが、こちらは5世帯ほどちょっと影響が出るとい

うことで5世帯の方々、今まで58万円で済んでいたのが61万円にふえるというふうな状況でした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

日程第15 報告第4号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の
専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 続きまして、日程第15、報告第4号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第4号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

歳入の主なものについては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、7款自動車取得税交付金、9款地方交付税、10款交通安全対策特別交付金、13款国庫支出金及び14款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額し、また20款町債について歳出事業費の確定に伴い減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、2款総務費の地方創生事業及び3款民生費の児童手当給付事業を減額補正し、2款総務費の財政調整基金積み立て事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,505万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億454万7,000円とするものであります。これらのことについては、平成31年3月31日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 報告第4号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細について説明いたします。

5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費の補正です。追加につきましては、款、項、事業名、金額の順で説明いたします。10款教育費、5項保健体育費、共同調理場維持管理事業595万3,000円、繰り越しの内容といたしましては、共同調理場内の地下ピットの清掃及び電気設備の工事の繰り越しとなっております。

次に、変更につきまして表に記載しております農地耕作条件改善事業、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業、小学校空調設備事業、中学校空調設備整備事業の4事業につきましては、全て議会定例会3月会議で繰り越しのご可決をいただいたところではございますが、それ以後に繰越額の精算を行いまして、今回の補正後の金額とするものでございます。

続きまして、ページを返していただきまして、第3表地方債の補正です。変更につきましては、表に記載しております道路整備事業、学校教育施設等整備事業の2つの事業につきましては、事業費の精算に伴い、今回の補正後の金額とするものでございます。

次に、廃止についてご説明いたします。表にございます起債の目的、一般単独事業、限度額7,210万円につきましては、小中学校の空調設備整備事業費の確定に合わせ、その財源を一般単独事業から学校教育施設等整備事業債に組み替えたために皆減とし、廃止するものでございます。

次に、事項別明細によりまして説明いたします。13ページをお開き願います。今回の歳入補正でございますが、全て6号補正以降に見積額が確定したことに伴う増減となっております。それでは、特記事項のみの説明とさせていただきます。13ページの2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税から14ページの10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金までは、金額の大小はございますが、いずれも国、県からの譲与時期、交付時期が3月であるために、その年度末精算によるものとなっております。

同じく14ページでございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金から17ページ、14款県支出金、3項委託金につきましては、こちらにつきましてもいずれも事業の精算及び事業費の確定による補正であります。

なお、特記事項といたしましては、15ページ、13款国庫支出金の2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金の減といたしまして、こちらにつきましては、当初国に空調設備の事業計画

を提出した時点では、既存設備分の更新が事業対象として含まれておりましたが、その後対象事業範囲が変更になったことにより減額となるものでございます。

17ページをお開きください。20款町債、1項町債、2目土木費の減につきましては、事業費の確定に伴う減でございます。同じ4目教育費における増減につきましては、こちらにつきましても空調設備費の小中学校の事業費の割合の確定に合わせ財源更正の見直しを行い、一般単独事業債を廃止し、学校教育施設等整備事業債へ組み替えを行ったものでございます。

なお、こちら起債の金額、組み替え額に相違がございますが、こちらは起債対象範囲が異なるためでございます。

次に、歳出にまいります。21ページをお開き願います。歳出補正につきまして、こちらも全てが6号補正以降に確定した年度末執行見込みによる精算となります。

それでは、特記事項のみの説明といたします。21ページ、2款総務費、1項総務管理費、8目財政調整基金費、こちらにつきましては、財政調整基金の積み立てでございます。現在基金の積み立て運用につきましては、すべてのほかのものを減額して財政調整基金の積み立てとしておるところでございます。今回の積み立てにより、財政調整基金の期末残高が13億4,580万4,000円となる見込みでございます。

24ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費、ここは同額の増減となっておりますけれども、こちらにつきましては、プロポーザル方式による空調設備事業者の提案内容により、小中学校の事業の割合が変わるため組み替えを行ったものでございます。

以上、報告第4号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。

今の説明の中で教育費のところでは学校建設で空調、エアコン設置のことだと思うのですが、計画ではどの学年からするのか。各学校あると思うのですが、どういう形でやるのか説明してください。お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の計画では、工事自体は6月中に全ての学校で終了する予定でございますので、全小中学校、7月からの稼働を目指して工事を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ほかにございますか。

6番、廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 空調設備の国庫補助金の組み替えということだったのですけれども、これ何でこういうふうな補助金の変更があったのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初ですけれども、学校の中の教室ですとか、職員室あるいは配膳室とかの全てエアコンを設置する部屋を国庫補助の対象として申請していたのですけれども、最終的に文科省のほうの査定といたしますか、審査がございまして、教室とかは対象になったのですけれども、職員室ですとか給食の配膳室、この部分は国庫補助の対象にはならないということになりまして、その分で今回減額させていただいたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ほかに質疑は。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 24ページのところの教育費のエアコンのところだったのですけれども、小中学校の割合が変更になったということですのですけれども、ちょっとそこら辺詳しくお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初補正予算で小学校費、それから中学校費に予算を計上させていただいておりましたけれども、プロポーザルで出た総額の金額でまずは契約させていただいたのですけれども、3月に設計のほうが上がってまいりまして、総額には変わりはありませんけれども、小学校と中学校、それぞれの額が確定いたしましたので、それに合わせて今回最終の補正のほうで

予算のほうの金額を変更させていただきました。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ちょっとよくわからなかったのですけれども、割合が変わったということ、小学校のほうにかかるのがふえて中学校が減ったということなののでしょうか。当初の予定と違ったというか、そういうことなののでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初は、見積もりのときとはまた違いまして、実際の設計が上がった時点ですと、小学校と中学校の割合が変わってきましたので、それに合わせて今回補正をさせていただきました。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第16 報告第5号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）の専決処分に係る報告について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第16、報告第5号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第5号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末をもって各交付額が確定したことによるもので歳入の3款県支出金について普通交付金は減額補正、特別交付金及び一部負担金特例措置支援事業費補助金につ

いては、増額補正するほか、4款財産収入の財政調整基金利子を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款保険給付費を減額補正し、3款国民健康保険事業費納付金及び4款保険事業費に関しては財源更正をするほか、5款基金積立金を増額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,876万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,980万2,000円とするものであります。

これらのことについては、3月31日に地方自治法第180条第1項および矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田住民課長。

○住民課長（吉田 徹君） 報告第5号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末の各交付金等の額が確定したことによる精算に係る補正となります。

それでは、予算書の歳入歳出補正事項別明細書でご説明させていただきます。専決処分書の9ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順で説明いたします。2、歳入。3款県支出金、1項県補助金、項の補正額1億2,878万9,000円の減となります。説明欄記載のとおりですが、主に普通交付金において歳出の療養諸費が予算の見込みよりも少なくなった分県からの交付額が少なく確定したことが主な内容になってございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、項の補正額2万2,000円の増で財政調整基金の利子となっております。

続いて、13ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、補正額1億3,518万8,000円の減ですが、歳入の部分でも触れたとおり、予算に対し給付見込額が少ない分減額させていただくものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分。

続いて、4款保険事業費、1項保険事業費、こちらのほうはどちらも補正額はゼロとなっておりますが、こちらはそれぞれ関連する交付金等の額が確定したことによる財源の更正をしたものとなっております。

5款基金積立金、1項基金積立金642万1,000円の増であります。こちらは、これを積み立てることによる年度末の基金残高は9,779万3,000円となるものでございます。

以上をもちまして報告第5号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

日程第17 議案第37号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 続きまして、日程第17、議案第37号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第37号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員の数は、地方自治法第196条第1項及び第197条の規定により、町村にあっては1名となっており、その任期は議員の任期によるところとされていることから、議会の同意をお願いするものであります。

今回、矢巾町大字又兵エ新田第7地割153番地3、長谷川和男議員を監査委員に選任したいと存じます。長谷川和男議員は、手腕、力量、そして人格、識見とも立派な方でありますことから、最も適任者であると存じますので、監査委員に選任いたしたく、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第37号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで選任されました長谷川和男監査委員の挨拶を自席で許します。

長谷川和男議員。

○監査委員（長谷川和男議員） ただいま議会選出監査委員の選任の同意に対して議員各位の賛同を賜り、まことにありがとうございました。監査の重要性に鑑み、一層の努力をいたしてまいりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 以上で挨拶を終わります。

日程第18 議案第38号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第18、議案第38号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第38号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

固定資産税の課税客体である固定資産を適正に評価するために設置される固定資産評価員につきまして4月の定期人事異動に伴い、税務課長に就任しました花立孝美を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第38号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることついてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19 議案第39号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の締結
について

○議長（藤原由巳議員） 続きまして、日程第19、議案第39号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第39号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業として町道安庭線の矢巾町立煙山保育園南側交差点を改良するものであります。

主な工事概要は、施工延長360メートル、道路土工一式、プレキャストL型擁壁工114メートル、側溝工498メートル、集水柵、街渠柵工15カ所、アスファルト舗装工4,410平方メートル、区画線工一式を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき、3月26日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の4月10日までに株式会社水清建設、くみあい鉄建工業株式会社、株式会社佐々木組、株式会社水本、水本重機株式会社、タカヨ建設株式会社、東野建設工業株式会社、以上7社から参加申請があり、4月15日、午前9時25分から入札を執行した結果、くみあい鉄建工業株式会社が一金9,190万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金9,925万2,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番、山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 2点お伺いをいたします。

1点目でございますが、工期はいつからいつまでになっているのでしょうか、それが1点目でございます。

それから、2点目は、以前から地域の皆さんから要望があったわけでございますけれども、時差式信号機にこの交差点なっております。当然あそこは小学校も控えておりますし、北中学校もあります。時差式を採用している関係で冬期間は特に、夏もそうなのですが、すごい長距離にわたって自動車がストップになってしまって、非常に利用者からは不評なのです。それから、実際あそこは横断歩道的なものが、当然信号機がありますのでありますが、待っている時間が非常に偏って長いような話もあったりして、この時差式信号機が変わるものなのかどうか、この機会ですので、その辺の見直しもしてほしいというのが地域から出ておりますので、その点、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） ご質問にお答えいたします。

1点目の工事期間ですが、議会の議決の日から令和2年1月5日までとなっております。冬期間を含む工事期間となります。

続きまして、2点目の時差式につきましては、今回の交差点改良に伴いまして、信号機の移設も伴います。全て4方向の信号機が移設されることで今警察と協議し、工事をこれから進めるところですが、時差式につきましては、現在警察と協議中ではありますが、今現在確かに時差式にはなっているのですが、日中については、時差式ではなく、通常の信号機に、一般の信号機と同じような形で稼働しているような状態になっています。地元からの要望なり、渋滞の懸念されている東から西に向かってくる路線、南から北へ向かう路線、これにつきましては、それぞれ右折レーンが今度つきます。それに伴いまして渋滞についても若干緩和されるであろうというように我々は予測しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

15番、山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 時差式については、そのままになる可能性は強いということですか。右折レーンができるからその部分では、今とは違って大分交通の状況がよくなるということで今答弁をいただきましたけれども、時差式は残るといふ考えなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） 先ほど申し上げましたが、右折レーンがつきますので、恐らく、ちょっとまだ現在確定した話はちょっと伺っておりませんが、通常の交差点というふうな形になろうかと思っておりますので、時差式はちょっと右折レーンのついた交差点ではなかなかそぐわないのかなというような認識ではありますけれども、この辺は警察との協議の中で確認していきながら機会をもって皆さんにお知らせできればと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今度矢巾町の交通安全対策協議会が予定されておりますので、ただいま頂戴した意見も含めて内部で検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

ほかにございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 同じような部分で確認させてください。まず今工事を盛んにやられております。右折ラインはできるという話であります。私は、右折ラインができて、右折の矢印信号機がつかなければ渋滞はそれほど解消にならないのかなと思っております。

それから、あと今道路都市課長がご説明した日中は時差式になっていませんといいますが、朝晩の渋滞時期というのですか、私から言えば渋滞とは言わないのですが、10台ぐらい並んでいる現状を見れば、それはやっぱり考えるべきだと思っておりますし、また町長の答弁にありましたようなことは、ぜひ言っていただいで改善を図っていただきたいと。

それで今工事をやっているわけなのですが、9月の医大附属病院の開業移転にまず間に合うのか、当然間に合うと思うのだけれども、工期がそのような形で設定になっている部分。当然前からお話ありましたように右折ということは左折が可能になりますので、緊急車両の妨げにはならないのですが、その辺の確認の答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） お答えいたします。

右折レーンの矢印信号機につきましては、現在ついていない状況になっていきますので、すぐさまつくというような話は伺っておりませんが、先ほど町長が述べましたとおり、矢巾町の交通安全対策協議会、こちらのほうで供用後の状況を見ながら要望なりを進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、工期と医大の開院の時期との関係ですが、今現在工事を行っているものにつきましては、現在通っている車道部分については、まだ手をかけていない状態で拡幅する部分に手をかけています。今回のその2工事におきまして車道部の改良を行うということで今現在考えているのは、保育園からJRの地下道に向かう路線、これにつきましては、医大の9月21日の患者の搬送がありますので、それまでには確実に通れるような形で舗装まで終わるといような予定で進んでおります。それ以後、役場のほうに向かう、いわゆる交差点から南に向かう路線とかの部分につきましては、その後手をかけるというように形で医大の搬送なり、医大の開院を目しながらそこを重点的に進めるというように形で考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第39号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで時間が1時間以上経過しましたので、暫時休憩といたします。

再開を15時45分といたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

日程第20 議案第40号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の締結について

○議長（藤原由巳議員） 日程第20、議案第40号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第40号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、岩手医科大学附属病院移転に併せた町道中央1号線道路整備事業として拡幅改良舗装をするものであります。

主な工事概要は、施工延長900メートル、アスファルト舗装工1万5,900平方メートル、小型標識工2基、大型標識工22基、区画線工一式を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき、3月26日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の4月10日までに株式会社水清建設、くみあい鉄建工業株式会社、株式会社佐々木組、株式会社水本、水本重機株式会社、タカヨ建設株式会社、岩手建工株式会社、岡崎建設株式会社、以上8社から参加申請があり、4月15日、午前9時35分から入札を執行した結果、株式会社水本が一金6,920万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金7,473万6,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この中央1号線その4ということですが、工期はいつまでな

のか。もちろん附属病院ができるまでには確実にやっていただきたいと思うのですが、あともう一つ、東小学校の校庭、1、2、3どれかだと思うのですが、校庭が小さくなったわけですが、その影響については何か聞いていることはないのかお伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） 1点目の工期につきましてお答えいたします。

その4工事につきましては、令和元年の9月20日までということになっております。こちらのほうは、現在のその4工事につきましては、車道の舗装工とか、仕上がりの部分が主なメインのところになりますので、そういったところが9月20日までに完了するということができるだけ早期に完成するように鋭意努力したいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） 2点目の東小学校の校庭部分についてお答えいたします。

交差点の部分の改良に伴って東小学校の校庭、少しバックといいますか、少し減ったのですけれども、先日学校のほうとも話をしたのですが、多少校庭は減ったのですけれども、実際授業ですとか、野球とかの活動、そこに影響があるようなほどの面積の減ではないということですので、今のところ活動に影響は出ていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 影響はないということなのですけれども、今後運動会等もございまずので、そこら辺留意いただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学務課長。

○学務課長（田中館和昭君） お答えいたします。

今後運動会等もございまずので、議員がおっしゃるとおり、学校のほうと十分そのほう話を詰めたと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これで、その4工事で最終工事となるのかどうか。そして、今までの総額が幾らになるのかどうか。

もう一つは、以前やっぱり学園都市といいますか、ふさわしいような植樹をしたらどうか

という提案をして、あちら側には植樹も考えたいというようなお話がございましたけれども、そういう計画を持っているのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） 1点目の今回のその4工事が最後になるかというところですが、現在の進めている中央1号線の整備につきましては、県道の矢巾停車場線の交差点から東小学校の信号機のある交差点までの区間になっております。それでここにつきましては、今回のその4工事でおおよそ完了するということになります。ただ東小学校の交差点から北側の部分、若干盛岡側ですね、そちらのほうをこれからまだ手をかける予定になっております。そんなに長くないのですけれども、幅員を調整する区間を9月以降に考えております。それと県道の矢巾停車場線から南側の部分、学部棟のあるところから徳田小学校に下がる西前線という交差点がありますが、そこまでの区間につきましては、32年度以降の工事で進めるということで現在進めております。

それと現在までの中央1号線で要している事業費的なものになりますが、中央1号線の工事につきましては、約9億円の工事費がかかっております。それとそれ以外の用地費、補償費、業務委託費、それらを全て含めると約11億2,000万円ほど費やしているというところがあります。まだ学部棟の前のあたりとかもこれから工事になりますので、もう少し事業費はかさんでくるかなと。ただ、そちらのほうは用地費はかかってきませんので、そういった部分では工事費のみで今後まだ事業費がかさんでくるというような予定になっております。

それと植樹につきましては、我々道路の設計の段階から岩手医科大学等と話し合いを持っておりまして、その中で医大側の敷地内の植樹とか街路灯とか、そういったものの調整を図りながら今回我々が整備する中央1号線の歩道の中につきましては、植樹はまず考えていないというところ。いわゆる医大側のほうには、植樹があるというような形になろうかと思っております。

それとショッピングセンターとかのあるほうにつきましても、若干の緑地帯が残るような形になると思っておりますので、景観上はそういった面でいえばすっきりした形で道路の景観がとれているかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 道路側には植樹はないということで街路灯については、これは町の

部分になるものでしょうか。そこをお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君） 街路灯につきましては、現在次の議案にもなっているわけなのですが、町の設置する街路灯ということで、この街路灯につきましても医大の設計側と話をして、それぞれの照度を重ならないように、道路側と医大側との街路灯が、それぞれがラップしないような形で協議しながら設置箇所を検討して進めているものであります。全て中央1号線に建つ部分は、町の街路灯になります。

ただ県道の交差点部につきましては、県の管理する街路灯というような形の一部そういった部分がありますけれども、通りに関しては、ほぼ町の街路灯になるというところでありませぬ。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第40号 町道中央1号線道路改良その4工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第41号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の
締結について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第21、議案第41号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第41号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、岩手医科大学附属病院移転に併せた町道中央1号線道路整備事業として歩道や交差点部に道路照明施設を設置するものであります。

主な工事概要は、道路照明灯設置64基、屋外自立型分電盤設置1面、地中埋設管布設1,995メートル、地中管内配線4,090メートル、プレキャストハンドホール17基を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき、3月26日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の4月10日までに岩手電工株式会社、安全電業株式会社、株式会社興和電設、株式会社もりでん、盛岡電話工事株式会社、新興電気株式会社、株式会社富士電業社、以上7社から参加申請があり、4月15日、午前9時46分から入札を執行した結果、安全電業株式会社が一金1億1,350万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金1億2,258万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番(小川文子議員) この64基の街路灯の1台当たりの値段を教えてください。

○議長(藤原由巳議員) 佐々木道路都市課長。

○道路都市課長(佐々木芳満君) この街路灯の約1基当たり、それぞれ諸経費も込みになりますが、約200万円ほどになります。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原由巳議員) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第41号 町道中央1号線道路照明施設設置工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） 以上をもちまして5月会議に付託された議案の審議は全て終了しました。

これをもって令和元年矢巾町議会定例会5月会議を閉じます。大変ご苦労さまでございました。

午後 4時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員

署名議員